

## 第5 屋外消火栓に関する設置基準

屋外消火栓設備を設置する場合には、消防法施行規則第22条によるもののほか、次の（1）から（6）に適合するものとする。

- （1）屋外消火栓は、原則として、出入口又は開口部の付近に設けること。なお、開口部は、建物関係者及び消防隊が容易に内部に進入し、消火するために当該建築物に有効に配置すること。
- （2）消火栓は、地上方式とし、建築物の各部分から1のホース接続口40m以下となるよう設けるものとし、かつ、当該対象物において防火区画及び間仕切りを考慮し有効に消火活動できるよう設けること。なお、有効に配置されていないものについては、屋内消火栓（1号に限る。）を設置するものとし、加圧送水装置は、性能上支障ないものについては、屋外消火栓と兼用できるものとする。
- （3）放水口のホース接続口及びホースについては、原則として屋外消火栓箱内に収納すること。
- （4）放水圧力が0.5MPaを超えない措置を講じること。
- （5）屋外消火栓に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき、25cm<sup>2</sup>以上とすること。
- （6）屋外消火栓箱の上部又は上端に赤色の灯火を設けること。